

学校関係者に対する情報提供の基本方針

青山建築デザイン・医療事務専門学校

1.目的

- (1) 本校の教育活動や学校運営の状況に関する情報提供を積極的に行い、関係者の理解を深める。
- (2) 公的な教育機関として、その教育活動や取り組みについて、社会への説明責任を果たす。

2.情報提供の方法

- (1) 学生・保護者・・・学生便覧
- (2) 高等学校等の関係者・・・学校案内パンフレット等
- (3) 関係業界・社会一般・・・ホームページ (<http://www.aoyamakougaku.ac.jp/>)

3.情報提供の内容

- (1) 学校の概要、目標及び計画
- (2) 各学科等の教育
- (3) 教員数
- (4) キャリア教育・実践的職業教育
- (5) 様々な教育活動・教育環境
- (6) 学生の生活支援
- (7) 学生納付金
- (8) 学校の財務
- (9) 自己点検評価・学校関係者評価結果

4.情報提供の在り方

- (1) 学校運営に関する情報や資料を日常的・組織的に収集し、体系的に整理し、活用する。
- (2) 提供する情報が古いものとならない様、定期的に更新し、最新の情報提供に努める。
- (3) インターネットの利用など、比較的容易にアクセスすることが可能な方法により提供を行う。
- (4) 個人情報の取り扱いに十分留意しつつ、適切な情報提供を進める。個人データを第三者に公表・提供する場合には、原則として本人の同意を得る。

5.情報公開に関する関連法令

- (1) 学校教育法（第43条、第133条）
- (2) 学校教育法施行規則（第189条）
- (3) 私立学校法（第47条）

以上